

「総合モニタリング計画」新旧対照表

平成 26 年度	平成 27 年度
総合モニタリング計画	総合モニタリング計画
平成 23 年 8 月 2 日 決定 平成 24 年 3 月 15 日 改定 平成 24 年 4 月 1 日 改定 平成 25 年 4 月 1 日 改定 平成 26 年 4 月 1 日 改定 モニタリング調整会議 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）事故により大量の放射性物質が環境中に放出された。 このため、東電福島第一原発事故に係るモニタリングを確実に、かつきめ細かに実施するため、政府は、原子力災害対策本部の下にモニタリング調整会議を設置されたモニタリング調整会議において本計画を策定し、これに基づき、関係府省、自治体、原子力事業者等が連携してモニタリングを実施することとした。 震災から 3 年が経過し、モニタリング結果に大きな変動はなくなってきたが、東電福島第一原発の周辺地域などにおいては引き続き高い空間線量率や放射性物質濃度が観測されているとともに、東電福島第一原発における汚染水貯タンクからの汚染水漏えい等の事象が発生したなど、引き続きモニタリングを実施する必要がある。	平成 23 年 8 月 2 日 決定 平成 24 年 3 月 15 日 改定 平成 24 年 4 月 1 日 改定 平成 25 年 4 月 1 日 改定 平成 26 年 4 月 1 日 改定 平成 27 年 4 月 1 日 改定 モニタリング調整会議 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）事故により大量の放射性物質が環境中に放出された。 このため、東電福島第一原発事故に係るきめ細かな放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）を確実に、かつ計画的に実施するため、政府は、原子力災害対策本部の下にモニタリング調整会議を設置し、本計画を策定した。これに基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携してモニタリングを実施することとした。 震災から約 4 年、本計画に基づき実施したモニタリングにおいては測定結果に大きな変動はなくなってきた。しかしながら、東電福島第一原発の周辺地域などにおいては高い空間線量率や放射性物質濃度が観測されている。こうした結果も踏まえて、引き続き本計画に基づくモニタリングを実施し、測定結果等を公開する。 注 議長：環境大臣 副議長：環境副大臣又は環境大臣政務官 事務局長：原子力規制委員会原子力規制庁長官 構成員：警察庁警備局長、文部科学省スポーツ・青少年局長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、農林水産省農林水産技術会議事務局長、水産庁次長、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、気象庁次長、海上保安庁次長、環境省水・大気環境局長、防衛省運用企画局長、関係自治体、関係原子力事業者、その他、議長が必要と認めた者

1. 目的

本計画は以下のモニタリングの目的を以下に示す。

- ① 人が居住している地域や場所を中心とした放射線量、放射性物質の分布状況の中長期的な把握
 - ② 現在の周辺住民の被ばく（外部被ばく及び内部被ばく）線量及び今後予想される被ばく線量の推定
 - ③ さまざまな被ばく状況に応じた、被ばく線量を低減させるために講じる除染をはじめとする方策の検討立案・評価
 - ④ 将来の被ばくを可能な限り現実的に予測することによる、避難区域の変更・見直しに係る検討及び判断
 - ⑤ 住民の健康管理や健康影響評価等の基礎資料の蓄積
 - ⑥ 環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況の把握
- 関係府省、自治体及び原子力事業者等は、これらの目的を達成するために必要なデータの収集に努めることとする。

放射線モニタリングで得られたデータについては、今後、周辺住民の健康管理等の基礎資料として、長期にわたり、収集、蓄積するための体制を整備することとする。

2. 役割分担

○役割分担の考え方

原子力規制委員会：モニタリングの総合調整、環境モニタリングの実施・情報集約・情報発信、関係府省等への助言、関係府省等が行うモニタリングにおける測定・測定結果の総合評価を行う。なお、原子力規制庁は原子力規制委員会の事務局としてその事務処理を行う。

原子力災害対策本部：関係府省等との協力による東電福島第一原発周辺のモニタリングの実施・調整、福島県が行うモニタリングへの支援を行う。

関係府省：行政目的に沿ったモニタリングの実施・情報集約・情報発信や他の関係機関への支援、分析等を実施する。

自治体等：国や原子力事業者等との連携のもと、地域に根ざしたモニタリングを実施し、国や原子力事業者と一体的に情報発信を行う。

原子力事業者等：国のとりまとめのもと、自治体とともにモニタリングを実施し、国と一体的に情報発信を行う。

1. 目的

本計画は以下に示す項目に資することを目的とする。

- ① 人が居住している地域や場所を中心とした放射線量、放射性物質の分布状況の中長期的な把握
 - ② 現在の周辺住民の被ばく（外部被ばく及び内部被ばく）線量及び今後予想される被ばく線量の推定
 - ③ さまざまな被ばく状況に応じた、被ばく線量を低減させるために講じる除染をはじめとする方策の検討立案・評価
 - ④ 将来の被ばくを可能な限り現実的に予測することによる、避難区域の変更・見直しに係る検討及び判断
 - ⑤ 住民の健康管理や健康影響評価等の基礎資料の蓄積
 - ⑥ 環境中に放出された放射性物質の拡散、沈着、移動・移行の状況の把握
- 関係府省、地方公共団体及び原子力事業者等は、これらの項目に必要なデータの収集に努めることとする。

モニタリングで得られたデータについては、今後、周辺住民の健康管理等の基礎資料として、長期にわたり、収集、蓄積するための体制を整備することとする。

2. 役割分担

○基本の方針

原子力規制委員会：

- ・環境一般等のモニタリングの企画立案・実施、測定結果の分析・評価及びその発信を行う。
- ・モニタリングの役割分担の調整、関係府省等への科学的・技術的な助言を行う。
- ・関係府省等が実施した測定結果の分析・評価の集約・発信を行う。

なお、原子力規制庁は原子力規制委員会の事務局としてその事務処理を行う。

原子力災害対策本部：

- ・関係府省等との協力による東電福島第一原発周辺のモニタリングの企画立案・実施、調整、測定結果の分析・評価を行う。
- ・福島県が行うモニタリングへの支援を行う。

関係府省：

- ・行政目的に沿ったモニタリングの企画立案・実施、測定結果の分析・評価及びその集約・発信を行う。
- ・他の関係機関への支援等を行う。

地方公共団体等：

- ・国や原子力事業者等との連携のもと、地域に根ざしたモニタリングを実施し、国や原子力事業者と一体的に測定結果の分析・評価の集約・発信を行う。

原子力事業者等：

- ・国のとりまとめのもと、地方公共団体とともにモニタリングを実施し、国や地方

公共団体と一体的に測定結果の分析・評価^注の集約・発信を行う。

注 ここで「分析・評価」とはモニタリングデータの信頼性の確認を実施し、さらに異常値が検出された際には、その要因を解析すること等をいう。

○具体的な放射線モニタリングの対応について

- ・原子力規制委員会の調整のもと、関係府省、自治体、原子力事業者等は以下のとおり、モニタリングに関する情報集約、現地対応支援、分析実施を行う。

モニタリングの対象等	情報集約 (モニタリング対象のモニタリング実施に関する調査・分析の整理及び公表、企画立案 まとめ)	測定等実施又は対応支援 (線量測定・試料採取・輸送・民間 への測定等の委託など) ※○は実施主体
環境モニタリング一般 (土壌、水、大気等)、 水環境(河川、湖沼・ 水源地、地下水) 海域 等	○原子力規制委員会(水環境 については環境省が情報集 約)	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 (関係府省、自治体、原子力事業 者が参加) 上記以外における対応 ○原子力規制委員会 ○環境省 ○経済産業省 ○国土交通省 ○海上保安庁 ○自治体 ○原子力事業者 農林水産省 ^{注1} 厚生労働省 防衛省 ^{注2} <航空、海域> 復興庁 ^{注3}
学校等	○原子力規制委員会 ○文部科学省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 (関係府省、自治体、原子力事業者 が参加) ○原子力規制委員会 ○自治体 原子力災害対策本部 文部科学省

○具体的なモニタリングの対応について

- ・関係府省、地方公共団体、原子力事業者等は以下のとおり、モニタリングに対応することとする。

モニタリングの対象等	情報集約・発信 (企画立案及び測定結果の分 析・評価の集約・発信等) ※○は実施主体	モニタリングの実施及び測定結果の 分析・評価又は支援 ※○は実施主体
環境一般(土壌、水、 大気等)、水環境(河川、 湖沼・水源地、地下水) 海域等	○原子力規制委員会(水環境 については環境省が情報集 約)	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 (関係府省、地方公共団体、原子 力事業者が参加) 上記以外における対応 ○原子力規制委員会 ○環境省 ○経済産業省 ○国土交通省 ○海上保安庁 ○地方公共団体 ○原子力事業者 農林水産省 ^{注1} 厚生労働省 防衛省 ^{注2} <航空、海域> 復興庁 ^{注3}
学校等	○原子力規制委員会 ○文部科学省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部 (関係府省、地方公共団体、原子力 事業者が参加) ○原子力規制委員会 ○地方公共団体 原子力災害対策本部 文部科学省

厚生労働省		厚生労働省	
港湾、空港、公園、水道等	○原子力規制委員会（国土交通省からの情報提供も得つつ集約）	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>自治体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○ <u>自治体</u> 等 国土交通省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>地方公共団体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○環境省 ○ <u>地方公共団体</u> 原子力事業者等
		東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>自治体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○環境省 ○ <u>自治体</u> 原子力事業者等	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>地方公共団体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○環境省 ○ <u>地方公共団体</u> 原子力事業者等
自然公園等（湧水等、野生動植物）、廃棄物	○環境省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>自治体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○環境省 ○ <u>自治体</u> 原子力事業者等	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>地方公共団体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○環境省 ○ <u>地方公共団体</u> 原子力事業者等
農地土壌、林野、牧草等	○農林水産省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>自治体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○農林水産省 ○ <u>自治体</u>	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>地方公共団体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○農林水産省 ○ <u>地方公共団体</u>
水道	○厚生労働省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>自治体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○ <u>自治体</u> 水道事業者等	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>地方公共団体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○ <u>地方公共団体</u> 水道事業者等
食品（農・林・畜・水産物等）	○厚生労働省	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>自治体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○農林水産省 ○ <u>自治体</u>	東電福島第一原発周辺地域対応 ○原子力災害対策本部（関係府省、 <u>地方公共団体</u> 、原子力事業者が参加） 上記以外における対応 ○農林水産省 ○ <u>地方公共団体</u>

<月間降下物等> ・月間降下物については、月に1回の頻度で、上水については3ヶ月に1回の頻度で測定し、測定結果を公表する。〔定期的に実施〕(原子力規制委員会、福島県) <環境土壌調査> ・土壌中の放射性物質濃度等を測定するとともに、地表面への放射性物質の沈着状況を測定し、土壌濃度マップを作成する。また、陸域の様々な環境における放射性物質の移行状況調査を実施する。〔随時実施〕(原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県) <指標植物> ・季節によらず年間を通じて採取可能な指標植物(松葉等)を特定し、その放射性物質の濃度を継続的に測定する。〔定期的に実施〕(原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県) 【避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング】 ・避難指示区域等を対象に、以下のモニタリングを順次実施する。また、必要に応じて、追加のモニタリングを順次実施する。〔①は定期的に実施、②は必要に応じ随時実施〕(原子力災害対策本部、復興庁、関係府省、原子力事業者) ① 走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリング ② 広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリング ・避難指示が解除された地域や避難指示の解除が見込まれる地域を対象にして、住民の帰還、居住再開、復興を支援するため、以下のモニタリングを地元のニーズを踏まえつつ順次実施する。また、住民の帰還に向けて精密な線量マップを作成する。モニタリングの実施体制については、原子力災害対策本部と総合調整機能を担う原子力規制委員会を中心に、地元ニーズの内容に応じて、関係府省、福島県、原子力事業者が連携する体制を構築することとする。〔随時実施〕(原子力災害対策本部、原子力規制委員会、復興庁、関係府省、福島県、原子力事業者等) ① 対象区域内に設置されている幼稚園、学校、病院等の各主要施設の空間線量率のモニタリング ② 住民の生活圏における走行サーベイ、無人ヘリ等を活用した空間線量率の面的なモニタリング ③ 自治体の要望に応じたモニタリング(例：井戸水を含む飲用に供する可能性のある地下水) ④ 除染の進捗状況を踏まえた空間線量率の測定 ○水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)のモニタリング ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、沿岸の環境基準点等において、水質、底質、環境試料(土壌、水生生物(水生生物については、福島県内を中心に実施))の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定を行う。また、特に、福島県内の河川、湖沼・水源地及	<月間降下物等> ・月間降下物については、月に1回の頻度で、上水については3ヶ月に1回の頻度で測定し、測定結果を公表する。〔定期的に実施〕(原子力規制委員会、福島県) <環境土壌調査> ・土壌中の放射性物質濃度等を測定するとともに、地表面への放射性物質の沈着状況を測定し、土壌濃度マップを作成する。また、陸域の様々な環境における放射性物質の移行状況調査を実施する。〔随時実施〕(原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県) <指標植物> ・季節によらず年間を通じて採取可能な指標植物(松葉等)を特定し、その放射性物質の濃度を継続的に測定する。〔定期的に実施〕(原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県) 【避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング】 ・避難指示区域等を対象に、以下のモニタリングを順次実施する。また、必要に応じて、追加のモニタリングを順次実施する。〔①は定期的に実施、②は必要に応じ随時実施〕(原子力災害対策本部、復興庁、関係府省、原子力事業者) ① 走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリング ② 広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリング ・避難指示が解除された地域や避難指示の解除が見込まれる地域を対象にして、住民の帰還、居住再開、復興を支援するため、以下のモニタリングを地元のニーズを踏まえつつ順次実施する。また、住民の帰還に向けて精密な線量マップを作成する。モニタリングの実施体制については、原子力災害対策本部と総合調整機能を担う原子力規制委員会を中心に、地元ニーズの内容に応じて、関係府省、福島県、原子力事業者が連携する体制を構築することとする。〔随時実施〕(原子力災害対策本部、原子力規制委員会、復興庁、関係府省、福島県、原子力事業者等) ① 対象区域内に設置されている幼稚園、学校、病院等の各主要施設における ② 住民の生活圏における走行サーベイ、無人ヘリ等を活用した空間線量率の面的なモニタリング ③ 自治体の要望に応じたモニタリング(例：井戸水を含む飲用に供する可能性のある地下水) ④ 除染の進捗状況を踏まえた空間線量率の測定 ○水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)のモニタリング ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、沿岸の環境基準点等において、水質、底質、環境試料(土壌、水生生物(水生生物については、福島県内を中心に実施))の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定を行う。また、特に、福島県内の河川、湖沼・水源地及
<月間降下物等> ・月間降下物については、月に1回の頻度で、上水については3ヶ月に1回の頻度で測定し、測定結果を公表する。〔定期的に実施〕(原子力規制委員会、福島県) <環境土壌調査> ・土壌中の放射性物質濃度等を測定するとともに、地表面への放射性物質の沈着状況を測定し、土壌濃度マップを作成する。また、陸域の様々な環境における放射性物質の移行状況調査を実施する。〔随時実施〕(原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県) <指標植物> ・季節によらず年間を通じて採取可能な指標植物(松葉等)を特定し、その放射性物質の濃度を継続的に測定する。〔定期的に実施〕(原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県) 【避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング】 ・避難指示区域等を対象に、以下のモニタリングを順次実施する。また、必要に応じて、追加のモニタリングを順次実施する。〔①は定期的に実施、②は必要に応じ随時実施〕(原子力災害対策本部、復興庁、関係府省、原子力事業者) ① 走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリング ② 広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリング ・避難指示が解除された地域や避難指示の解除が見込まれる地域を対象にして、住民の帰還、居住再開、復興を支援するため、以下のモニタリングを地元のニーズを踏まえつつ順次実施する。また、住民の帰還に向けて精密な線量マップを作成する。モニタリングの実施体制については、原子力災害対策本部と総合調整機能を担う原子力規制委員会を中心に、地元ニーズの内容に応じて、関係府省、福島県、原子力事業者が連携する体制を構築することとする。〔随時実施〕(原子力災害対策本部、原子力規制委員会、復興庁、関係府省、福島県、原子力事業者等) ① 対象区域内に設置されている幼稚園、学校、病院等の各主要施設の空間線量率のモニタリング ② 住民の生活圏における走行サーベイ、無人ヘリ等を活用した空間線量率の面的なモニタリング ③ 地方公共団体の要望に応じたモニタリング ④ 除染の進捗状況を踏まえた空間線量率の測定 ○水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)のモニタリング ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、沿岸の環境基準点等において、水質、底質、環境試料(土壌、水生生物(水生生物については、福島県内を中心に実施))の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定を行う。また、特に、福島県内の河川、湖沼・水源地及	<月間降下物等> ・月間降下物については、月に1回の頻度で、上水については3ヶ月に1回の頻度で測定し、測定結果を公表する。〔定期的に実施〕(原子力規制委員会、福島県) <環境土壌調査> ・土壌中の放射性物質濃度等を測定するとともに、地表面への放射性物質の沈着状況を測定し、土壌濃度マップを作成する。また、陸域の様々な環境における放射性物質の移行状況調査を実施する。〔随時実施〕(原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県) <指標植物> ・季節によらず年間を通じて採取可能な指標植物(松葉等)を特定し、その放射性物質の濃度を継続的に測定する。〔定期的に実施〕(原子力規制委員会、原子力災害対策本部、福島県) 【避難指示区域等を対象とした詳細モニタリング】 ・避難指示区域等を対象に、以下のモニタリングを順次実施する。また、必要に応じて、追加のモニタリングを順次実施する。〔①は定期的に実施、②は必要に応じ随時実施〕(原子力災害対策本部、復興庁、関係府省、原子力事業者) ① 走行サーベイを活用した空間線量率の詳細な面的モニタリング ② 広域インフラの復旧作業に資する詳細モニタリング ・避難指示が解除された地域や避難指示の解除が見込まれる地域を対象にして、住民の帰還、居住再開、復興を支援するため、以下のモニタリングを地元のニーズを踏まえつつ順次実施する。また、住民の帰還に向けて精密な線量マップを作成する。モニタリングの実施体制については、原子力災害対策本部と総合調整機能を担う原子力規制委員会を中心に、地元ニーズの内容に応じて、関係府省、福島県、原子力事業者が連携する体制を構築することとする。〔随時実施〕(原子力災害対策本部、原子力規制委員会、復興庁、関係府省、福島県、原子力事業者等) ① 対象区域内に設置されている幼稚園、学校、病院等の各主要施設の空間線量率のモニタリング ② 住民の生活圏における走行サーベイ、無人ヘリ等を活用した空間線量率の面的なモニタリング ③ 地方公共団体の要望に応じたモニタリング ④ 除染の進捗状況を踏まえた空間線量率の測定 ○水環境(河川、湖沼・水源地、地下水)のモニタリング ・福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、沿岸の環境基準点等において、水質、底質、環境試料(土壌、水生生物(水生生物については、福島県内を中心に実施))の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定を行う。また、特に、福島県内の河川、湖沼・水源地及

び沿岸の水質、底質の放射性物質の濃度、並びに、海水浴場及び湖水浴場における空間線量率や海水等に含まれる放射性物質の濃度については、より集中的に測定を行う。〔定期的に実施、ただし、福島県内の海水浴場及び湖水浴場のモニタリングについて、6～8月は頻度を上げて毎月実施〕（環境省、福島県）

- ・福島県並びに近隣の地下水について、放射性物質の濃度の測定を行う。特に、福島県内の地下水については、より集中的に、放射性物質の濃度の測定を実施する。また、特に、福島県内の飲用井戸について、井戸水に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。〔定期的に実施〕（環境省、福島県）

○海域モニタリング

- ・別紙「海域モニタリングの進め方」に沿ってモニタリングを行う。（原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県、原子力事業者）

○全国的なモニタリング

<空間線量率>

- ・環境放射能水準調査において各都道府県に設置されている全てのモニタリングポストの測定結果をインターネットを通じてリアルタイムで公開する。併せて、平成 23 年 3 月 11 日以前から設置しているモニタリングポスト近傍の地上 1 m 高さの空間線量率についても、過去の実績を基に推計値を算出し、リアルタイムで公表する（また、推計値の妥当性を確認するため、月に 1 回、サーベイメーターによる地上 1 m 高さの空間線量率を実測し公表する）〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、都道府県）

- ・福島県近隣県で空間線量率が比較的高い地域について、空間線量率の変化を確認するため、航空機モニタリングを実施する（実施にあたっては、積雪状況に考慮）。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会）

<月間降下物等>

- ・月間降下物については、月に 1 回の頻度で、上水については 3 ヶ月に 1 回の頻度で測定し、測定結果を公表する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、都道府県）

○その他

<新たに発生した課題に対応するためのモニタリング>

- ・住民の被ばく低減等を図る観点から、継続的または緊急的にモニタリングを行う必要性の高いものが新たに判明した場合には、関係の産業、学校等を所管する行政機関等が連携して必要な取り組みを進めることとする。〔必要に応じて実施〕（業を所管する行政機関）

び沿岸の水質、底質の放射性物質の濃度、並びに、海水浴場及び湖水浴場における空間線量率や海水等に含まれる放射性物質の濃度については、より集中的に測定を行う。〔定期的に実施、ただし、福島県内の海水浴場及び湖水浴場のモニタリングについて、6～8月は頻度を上げて毎月実施〕（環境省、福島県）

- ・福島県並びに近隣の地下水について、放射性物質の濃度の測定を行う。特に、福島県内の地下水については、より集中的に、放射性物質の濃度の測定を実施する。また、特に、福島県内の飲用井戸について、井戸水に含まれる放射性物質の濃度の測定を実施する。〔定期的に実施〕（環境省、福島県）

○海域モニタリング

- ・別紙「海域モニタリングの進め方」に沿ってモニタリングを行う。（原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県、原子力事業者）

○全国的なモニタリング

<空間線量率>

- ・環境放射能水準調査において各都道府県に設置されている全てのモニタリングポストの測定結果をインターネットを通じてリアルタイムで公開する。併せて、平成 23 年 3 月 11 日以前から設置しているモニタリングポスト近傍の地上 1 m 高さの空間線量率についても、過去の実績を基に推計値を算出し、リアルタイムで公表する（また、推計値の妥当性を確認するため、月に 1 回、サーベイメーターによる地上 1 m 高さの空間線量率を実測し公表する）〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、地方公共団体）

- ・福島県近隣県で空間線量率が比較的高い地域について、空間線量率の変化を確認するため、航空機モニタリングを実施する（実施にあたっては、積雪状況に考慮）。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会）

<月間降下物等>

- ・月間降下物については、月に 1 回の頻度で、上水については 3 ヶ月に 1 回の頻度で測定し、測定結果を公表する。〔定期的に実施〕（原子力規制委員会、地方公共団体）

○その他

<新たに発生した課題に対応するためのモニタリング>

- ・住民の被ばく低減等を図る観点から、継続的または緊急的にモニタリングを行う必要性の高いものが新たに判明した場合には、関係の産業、学校等を所管する行政機関等が連携して必要な取り組みを進めることとする。〔必要に応じて実施〕（業を所管する行政機関）

2) 学校等（学校、保育所等）のモニタリング計画 ＜校庭等の空間線量率の測定＞ ・福島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（認可外施設を含む）、公園等、住民が集まる公的施設における屋外の空間線量率について、<u>学校等に設置した約 2700 台のデータ転送機能を備えた設置型の小型線量計から測定データを自動配信するシステム</u>（リアルタイム線量測定システム）により、インターネットを通じて、<u>前述の全国のモニタリングポストの測定結果を閲覧可能なウェブサイトに</u>において、<u>リアルタイムで公開する</u>。（再掲）〔定期的に実施〕（原子力規制委員会） ・福島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（認可外施設を含む）等を対象に、数ヶ月に一度、校庭等の空間線量率を測定する。〔定期的に実施〕（福島県） ・福島県内の児童福祉施設等における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県） ＜屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定＞ ・福島県内の学校等において、屋外プールの水の放射性物質の濃度の調査を実施する。〔6月～9月に定期的に実施〕（福島県） ＜学校等の給食の放射性物質の濃度の測定＞ ・学校給食について、放射性物質を測定するための検査を実施する。〔定期的に実施〕（文部科学省（結果のとりまとめ）、福島県の市町村及び福島県以外の特定被災地方公共団体） - または汚染状況重点調査地域を対象） ・児童福祉施設等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施する。（特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県） 3) 港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング計画 ＜下水汚泥の測定＞ ・関係<u>自治体</u>における下水汚泥等に含まれる放射性物質の濃度を測定し、把握する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、<u>自治体</u>） ＜港湾の大気、海水モニタリング＞ ・東北・関東地方の港湾において、大気中の空間線量率や、海水中の放射性物質の濃度を測定する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、<u>自治体</u>等） ＜空港の測定＞ ・各主要空港近傍の測定地点における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、空港管理会社等） ＜都市公園等の測定＞ ・福島県内の都市公園における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県）	2) 学校等（学校、保育所等）のモニタリング計画 ＜校庭等の空間線量率の測定＞ ・福島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（認可外施設を含む）、公園等、住民が集まる公的施設に設置されているリアルタイム線量測定システムの<u>測定結果を、インターネットを通じて公開する</u>。（再掲）〔定期的に実施〕（原子力規制委員会） ・福島県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（認可外施設を含む）等を対象に、数ヶ月に一度、校庭等の空間線量率を測定する。〔定期的に実施〕（福島県） ・福島県内の児童福祉施設等における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県） ＜屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定＞ ・福島県内の学校等において、屋外プールの水の放射性物質の濃度の調査を実施する。〔6月～9月に定期的に実施〕（福島県） ＜学校等の給食の放射性物質の濃度の測定＞ ・学校給食について、放射性物質を測定するための検査を実施する。〔定期的に実施〕（文部科学省（結果のとりまとめ）、福島県の市町村及び福島県以外の特定被災地方公共団体） - または汚染状況重点調査地域を対象） ・児童福祉施設等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施する。（特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県） 3) 港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング計画 ＜下水汚泥の測定＞ ・関係<u>地方公共団体</u>における下水汚泥等に含まれる放射性物質の濃度を測定し、把握する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、<u>地方公共団体</u>） ＜港湾の大気、海水モニタリング＞ ・東北・関東地方の港湾において、大気中の空間線量率や、海水中の放射性物質の濃度を測定する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、<u>地方公共団体</u>等） ＜空港の測定＞ ・各主要空港近傍の測定地点における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（国土交通省（結果のとりまとめ）、空港管理会社等） ＜都市公園等の測定＞ ・福島県内の都市公園等における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県）
--	---

<観光地の測定> ・福島県内の観光地（観光施設・山地・自然・道の駅）における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県） 4) 自然公園等、廃棄物のモニタリング計画 ○自然公園等（湧水等、野生動植物）のモニタリング <自然公園のモニタリング> ・東電福島第一原発を中心に概ね 100 km 圏内の①自然公園の登山道沿いで、登山者、観光客等の飲用に供される可能性のある湧水、②自然公園の駐車場、園地等で用いている山水・沢水で、登山者、観光客等の飲用に供される可能性のある水について、放射性物質の濃度等の測定を実施する。〔定期的に実施〕（環境省） <野生動植物のモニタリング> ・東電福島第一原発から 20km 圏内及びその周辺において、指標となる野生動植物（イネ科 1 年草、マツ、アカネズミ等を選定）を採取し、関係機関と連携し、分析を実施する。〔随時実施〕（環境省） ・福島県並びに近隣県において、食用に供されることの多い主な狩猟鳥獣等の放射性物質の濃度の測定を行う。〔随時実施〕（福島県及び近隣県） ○廃棄物のモニタリング ・放射性物質汚染対処特措法に基づき、水道施設等における廃棄物の調査、廃棄物焼却施設等の排ガス・排水、及び、最終処分場の地下水・放流水の放射性物質の濃度の測定、並びに、廃棄物焼却施設・最終処分場等の敷地境界における空間線量率の測定を実施する。〔定期的に実施〕（環境省、市町村、事業者等）	<観光地の測定> ・福島県内の観光地（観光施設・山地・自然・道の駅）における空間線量率を測定する。〔随時実施〕（福島県） 4) 自然公園等、廃棄物のモニタリング計画 ○自然公園等（湧水等、野生動植物）のモニタリング <自然公園のモニタリング> ・東電福島第一原発を中心に概ね 100 km 圏内の①自然公園の登山道沿いで、登山者、観光客等の飲用に供される可能性のある湧水、②自然公園の駐車場、園地等で用いている山水・沢水で、登山者、観光客等の飲用に供される可能性のある水について、放射性物質の濃度等の測定を実施する。〔定期的に実施〕（環境省） <野生動植物のモニタリング> ・野生動植物のモニタリング ・自然生態系への放射線影響の把握に資するために指標となる野生動植物の採取・分析を実施する。〔随時実施〕（環境省） ・福島県並びに近隣県において、食用に供されることの多い主な狩猟鳥獣等の放射性物質の濃度の測定を行う。〔随時実施〕（福島県及び近隣県） ○廃棄物のモニタリング ・放射性物質汚染対処特措法に基づき、水道施設等における廃棄物の調査、廃棄物焼却施設等の排ガス・排水、及び、最終処分場の地下水・放流水の放射性物質の濃度の測定、並びに、廃棄物焼却施設・最終処分場等の敷地境界における空間線量率の測定を実施する。〔定期的に実施〕（環境省、地方公共団体、事業者等）
5) 農地土壌、林野、牧草等のモニタリング計画 <農地土壌モニタリング> ・農地土壌については、放射性物質の濃度の推移の把握やその移行特性の解明を行う。〔随時実施〕（農林水産省） <林野、牧草等のモニタリング> ・林野については、福島県内に設定した試験地において、森林土壌、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度の測定を行う。〔定期的に実施〕（林野庁） ・関係都道府県毎に都道府県内各地の牧草等について放射性物質の濃度の測定を実施する。〔随時実施〕（農林水産省（結果取りまとめ）、都道府県） ・福島県において、ため池等の放射性物質の濃度の測定を行う。〔随時実施〕（農林水産省）	5) 農地土壌、林野、牧草等のモニタリング計画 <農地土壌モニタリング> ・農地土壌については、放射性物質の濃度の推移の把握やその移行特性の解明を行う。〔随時実施〕（農林水産省） <林野、牧草等のモニタリング> ・林野については、福島県内に設定した試験地において、森林土壌、枝、葉、樹皮及び木材中の放射性物質の濃度の測定を行う。〔定期的に実施〕（林野庁） ・関係都道府県毎に都道府県内各地の牧草等について放射性物質の濃度の測定を実施する。〔随時実施〕（農林水産省（結果取りまとめ）、地方公共団体） ・福島県において、ため池等の放射性物質の濃度の測定を行う。〔随時実施〕（農林水産省）

6) 水道のモニタリング計画 ・関係都県毎に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、水道事業の採水場所を設定し、そこで採取した水について検査を実施する。福島県内については、水源別に水道水における放射性物質の濃度の測定を実施する。〔当面随時実施〕（厚生労働省（検査の方針策定、結果のとりまとめ）、原子力災害対策本部、<u>都県</u>） 7) 食品（農・林・畜・水産物等）のモニタリング計画¹ ＜各都道府県等における食品のモニタリング＞ ・検査結果等を踏まえ、必要に応じ検査計画のガイドラインを改正する。（原子力災害対策本部（関係省庁が連携）） ・検査計画のガイドラインに基づき検査対象品目・検査対象地域を定めて計画的に検査を実施することで食品のモニタリングを実施する。（厚生労働省（結果のとりまとめ）、関係自治体）。 ＜食品中の放射性物質濃度の調査＞ ・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の把握に資するため、福島県は、関係機関の協力を得て、数年を視野に入れて食品中の放射性物質濃度の詳細な調査を実施する。〔随時実施〕（福島県（関係機関が協力）） ・国は、福島県を含む各地において、食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査に資する食品中の放射性物質濃度の調査を、継続的に実施する。〔随時実施〕（厚生労働省）	6) 水道のモニタリング計画 ・関係都県毎に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、水道事業の採水場所を設定し、そこで採取した水について検査を実施する。福島県内については、水源別に水道水における放射性物質の濃度の測定を実施する。〔当面随時実施〕（厚生労働省（検査の方針策定、結果のとりまとめ）、原子力災害対策本部、<u>都県</u>） 7) 食品（農・林・畜・水産物等）のモニタリング計画¹ ＜各都道府県等における食品のモニタリング＞ ・検査結果等を踏まえ、必要に応じ検査計画のガイドラインを改正する。（原子力災害対策本部（関係省庁が連携）） ・検査計画のガイドラインに基づき検査対象品目・検査対象地域を定めて計画的に検査を実施することで食品のモニタリングを実施する。（厚生労働省（結果のとりまとめ）、関係自治体）。 ＜食品中の放射性物質濃度の調査＞ ・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の把握に資するため、福島県は、関係機関の協力を得て、数年を視野に入れて食品中の放射性物質濃度の詳細な調査を実施する。〔随時実施〕（福島県（関係機関が協力）） ・国は、福島県を含む各地において、食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査に資する食品中の放射性物質濃度の調査を、継続的に実施する。〔随時実施〕（厚生労働省）
7) 食品（農・林・畜・水産物等）のモニタリング計画¹ ＜各都道府県等における食品のモニタリング＞ ・検査結果等を踏まえ、必要に応じ検査計画のガイドラインを改正する。（原子力災害対策本部（関係省庁が連携）） ・検査計画のガイドラインに基づき検査対象品目・検査対象地域を定めて計画的に検査を実施することで食品のモニタリングを実施する。（厚生労働省（結果のとりまとめ）、関係地方公共団体）。 ＜食品中の放射性物質濃度の調査＞ ・食品摂取を通じた実際の被ばく線量の把握に資するため、福島県は、関係機関の協力を得て、数年を視野に入れて食品中の放射性物質濃度の詳細な調査を実施する。〔随時実施〕（福島県（関係機関が協力）） ・国は、福島県を含む各地において、食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査に資する食品中の放射性物質濃度の調査を、継続的に実施する。〔随時実施〕（厚生労働省）	1 法に基づく食品などの検査と環境モニタリングでは考慮すべき点が異なることに留意する。

4. 留意事項

(a)関係機関においては、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するた
め、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開、随時更新す
ることとする。特に、原子力規制委員会においては、関係機関のウェブサイトへのリン
クを含め、モニタリング情報をとりまとめたウェブサイト運用する。

(b)原子力規制委員会は、東電福島第一原発事故の影響に関する信頼性の高い基礎的なモニ
タリング情報を蓄積し、関係市町村の住民や行政、研究者などが活用できるようにする
ため、総合モニタリング計画に基づくモニタリング結果及びその活用に必要な各種
の付帯情報（詳細な測定条件、個別の分析の検出下限値、気象条件等）の集約・蓄積を
図り、信頼性があるデータベースの構築・公表を行う。また、継続的にデータを更新す
るとともに、利用者の新たなニーズに対応していく。

(c)関係機関においては、モニタリングの目的や地元のニーズ等を踏まえ、必要に応じて、
モニタリングにおける測定調査の検出下限値や頻度を下げたり、測定範囲を見直したり
することを検討する。

(d)関係機関においては、目的に応じ、測定・採取方法の共通化、測定機器の校正など、測
定の標準化に努めることとする。また、分析機関のクロスチェックについても、個々の
モニタリングにおけるその必要性を精査した上で、必要に応じて、その実施を検討する。

(e)関係機関は、モニタリングの実施計画の企画立案、実施、分析、検証、結果の情報発信
を行うにあたって、専門家の知見の活用を努めることとする。また、その際には、より
適切なモニタリングの実施やその結果の活用・発信に資するため、各モニタリングの目
的や対象を踏まえ、必要に応じて、複数の分野の専門家の知見を活用することとする。

(f)本計画は、関係府省及び自治体がそれぞれ行政目的に即して実施しているモニタリング
の実施体制や内容を変更するものではなく、これまで行政目的に即して関係府省、自治
性及び原子力事業者等が連携して進めているモニタリングについては、円滑かつ迅速に
実施するよう十分配慮する。

4. 留意事項

(a)関係機関においては、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するた
め、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開、随時更新す
ることとする。特に、原子力規制委員会においては、関係機関のウェブサイトへのリン
クを含め、モニタリング情報をとりまとめたウェブサイト運用する。また、モニタ
リング結果及びその活用に必要な各種の付帯情報（詳細な測定条件、個別の分析の
検出下限値、気象条件等）の集約・蓄積を図り、信頼性があるデータベースの構築・公
表を行う。

(b)関係機関においては、モニタリングの目的や地元のニーズ等を踏まえ、必要に応じて、
モニタリングにおける測定調査の検出下限値や頻度、測定範囲の見直しを検討する。

(c)関係機関においては、目的に応じ、測定・採取方法の共通化、測定機器の校正など、測
定の標準化に努めることとする。また、分析機関のクロスチェックについても、個々の
モニタリングにおけるその必要性を精査した上で、必要に応じて、その実施を検討する。

(d)関係機関は、モニタリングの実施計画の企画立案、実施、分析、検証、結果の情報発信
を行うにあたって、専門家の知見の活用を努めることとする。また、その際には、より
適切なモニタリングの実施やその結果の活用・発信に資するため、各モニタリングの目
的や対象を踏まえ、必要に応じて、複数の分野の専門家の知見を活用することとする。

(e)本計画は、関係府省及び地方公共団体がそれぞれ行政目的に即して実施しているモニタ
リングの実施体制や内容を変更するものではなく、これまで行政目的に即して関係府省、
地方公共団体及び原子力事業者等が連携して進めているモニタリングについては、円滑
かつ迅速に実施するよう十分配慮する。

平成 26 年度

別紙

海域モニタリングの進め方

1 実施内容

海水、海底土及び海洋生物の実施内容と総合モニタリング計画の関係は、以下のとおりである。

表 1：海域モニタリングの実施内容

試料	海域モニタリングの実施内容	総合モニタリング計画内の該当する目的
海水	放射性セシウムを中心とする放射性物質濃度の把握	⑥
海底土	放射性セシウムを中心とする放射性物質の分布状況、経時的な移動の様子の把握	⑥
海洋生物	放射性物質濃度とその経時変化の把握	②、③、⑤、⑥

※ … 土質の定性的な性状は必要に応じて把握する。

2 実施体制

原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）、研究機関、関係自治体、漁業協同組合等が連携して実施する。

3 実施海域

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の周辺の海域を東電福島第一原発から距離に応じて以下の（１）～（４）に区切る。また、この他、東京湾でもモニタリングを実施する（（５））。

(1) 近傍海域：東電福島第一原発近傍で監視が必要な海域

(2) 沿岸海域：青森県（一部）・岩手県から宮城県、福島県、茨城県の海岸線から概ね 30km 以内の海域（河口域を含む）

(3) 沖合海域：海岸線から概ね 30～90km の海域

(4) 外洋海域：海岸線から概ね 90km 以遠の海域

(5) 東京湾：河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖性海域である東京湾

平成 27 年度

別紙

海域モニタリングの進め方

1 実施内容

海水、海底土及び海洋生物の実施内容と総合モニタリング計画の関係は、以下のとおりである。

表 1：海域モニタリングの実施内容

試料	海域モニタリングの実施内容	総合モニタリング計画内の該当する目的
海水	放射性セシウムを中心とする放射性物質濃度の把握	⑥
海底土	放射性セシウムを中心とする放射性物質の分布状況、経時的な移動の様子の把握	⑥
海洋生物	放射性物質濃度とその経時変化の把握	②、③、⑤、⑥

※ … 土質の定性的な性状は必要に応じて把握する。

2 実施体制

原子力規制委員会、水産庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、福島県、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）、研究機関、関係自治体、漁業協同組合等が連携して実施する。

3 実施海域

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）の周辺の以下

(1) 近傍海域：東電福島第一原発近傍で監視が必要な海域

※ 2号機排気筒と3号機排気筒の中間地点から概ね 3km の海域

(2) 沿岸海域：青森県（一部）・岩手県から宮城県、福島県、茨城県の海岸線から概ね 30km 以内の海域（河口域を含む、近傍海域を除く）

(3) 沖合海域：海岸線から概ね 30～90km の海域

(4) 外洋海域：海岸線から概ね 90km 以遠の海域

(5) 東京湾：河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖性海域である東京湾

4 実施計画

Cs-134 及び Cs-137 を分析し、適宜その他の核種についても分析を行う。

4-1 海水

東電福島第一原発から漏えい等があった場合には、必要に応じて東京電力、関係省庁が連携して、漏えい等の状況に応じた適切なモニタリングを実施することとする。

(1) 近傍海域

表 2 のとおり、モニタリングを実施する。

また、東京電力が海水を連続的に測定する設備を設置し、実施計画を見直すこととする。

表 2：近傍海域の海水モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度※1	実施機関
T-1、T-2-1 (図 4 参照)	Cs-134	1	1 回/日	表層	東京電力
	Cs-137	1×10^{-3}	1 回/週		
	I-131	1	1 回/日		
	H-3	3	1 回/週		
	Sr-90	1×10^{-2}	1 回/月		
	Pu-238※2 Pu-239+Pu-240	1×10^{-5}	1 回/6 ヶ月		
T-0-1、T-0-2 T-0-3、T-0-1A T-0-3A (図 4 参照)	Cs-134	1	1 回/週	表層	東京電力
	Cs-137	3	1 回/週	表層	
	H-3	1×10^{-3}	1 回/月	表層	
	Sr-90	4×10^{-1}	1 回/月	表層	
M-101、M-102、 M-103、M-104 (図 4 参照)	Cs-134	1×10^{-3}	1 回/月	表層	原子力規制 委員会
	Cs-137	4×10^{-1}	1 回/月	表層	
	H-3	1×10^{-2}	1 回/月	表層	
	Sr-90	1×10^{-2}	1 回/月	表層	
F-P01、F-P02、 F-P03、F-P04 (図 4 参照)	Cs-134	1×10^{-1}	1 回/月	表層	福島県
	Cs-137	1			
	H-3	1×10^{-3}			
	Sr-90	1×10^{-3}			
	Pu-238	1×10^{-5}			
	Pu-239+Pu-240	1×10^{-5}			

※ 1 … 表層：海面～2m 程度

※ 2 … Pu-238 が検出された場合、U-234、U-235、U-238、Am-241、Cm-242 及び Cm-243+244 も分析する。

※ … 海水の放射性物質濃度の目安を調査するため、必要に応じて全 β を測定する。

4 実施計画

Cs-134 及び Cs-137 を分析し、適宜その他の核種についても分析を行う。

4-1 海水

東電福島第一原発から漏えい等があった場合には、必要に応じて東京電力、関係省庁が連携して、漏えい等の状況に応じた適切なモニタリングを実施することとする。

(1) 近傍海域

表 2 のとおり、モニタリングを実施する。

また、東京電力が海水を連続的に測定する設備を設置し、実施計画を見直すこととする。

表 2：近傍海域の海水モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度※1	実施機関
T-1、T-2-1 (図 4 参照)	Cs-134	1	1 回/日	表層	東京電力
	Cs-137	1×10^{-3}	1 回/週		
	I-131	1	1 回/日		
	H-3	3	1 回/週		
	Sr-90	1×10^{-2}	1 回/月		
	Pu-238※2 Pu-239+240※3	1×10^{-5}	1 回/6 ヶ月		
T-0-1、T-0-2 T-0-3、T-0-1A T-0-3A (図 4 参照)	Cs-134	1	1 回/週	表層	東京電力
	Cs-137	3	1 回/週	表層	
	H-3	1×10^{-3}	1 回/月	表層	
	Sr-90	4×10^{-1}	1 回/月	表層	
F-P01、F-P02、 F-P03、F-P04 (図 4 参照)	Cs-134	1×10^{-1}	1 回/月	表層	福島県
	Cs-137	1			
	H-3	1×10^{-3}			
	Sr-90	1×10^{-3}			
	Pu-238	1×10^{-5}			
	Pu-239+240	1×10^{-5}			

※ 1 … 表層：海面～2m 程度

※ 2 … Pu-238 が検出された場合、U-234、U-235、U-238、Am-241、Cm-242 及び Cm-243+244 も分析する。

※ 3 … Pu-239+240 は $^{239}\text{Pu}+^{240}\text{Pu}$ であり、以後の表記も同様である。

※ 4 … Cm-243+244 は $^{240}\text{Pu}+^{244}\text{Pu}$ であり、以後の表記も同様である。

※ … 海水の放射性物質濃度の目安を調査するため、必要に応じて全 β を測定する。

(2) 沿岸海域

表3のとおり、モニタリングを実施する。

表3：沿岸海域の海水モニタリング

地域及び採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度※1	実施機関
青森県	E-21、E-22、E-23 (図1参照)	1×10 ⁻³	2回/年	表層・底層	環境省
	E-31、E-32 (図2参照)	1	1回/6ヶ月	表層・底層	環境省
岩手県	E-34、E-35、E-36 (図1参照)	1×10 ⁻³	2回/年	表層・底層	環境省
	T-MG0、T-MG1、 T-MG2、T-MG3、 T-MG4、T-MG5、 T-MG6 (図2参照)	1×10 ⁻³	2回/月	表層・中層・ 底層	東京電力
	Sr-90	1×10 ⁻²	1回/2ヶ月	表層	東京電力
宮城県	E-41、E-42、E-43、 E-44、E-45、E-46、 E-47、E-48、E-49、 E-4A、E-4B、E-4C (図2参照)	1	1回/1~6 ヶ月	表層・底層	環境省
	Cs-134 Cs-137		2回/年	表層・底層	環境省
	Cs-134 Cs-137	1×10 ⁻³	1回/週	表層	東京電力
	H-3	4×10 ⁻¹	2回/月	表層	
	Cs-134 Cs-137	1×10 ⁻³	1回/週	表層・底層	
	H-3	4×10 ⁻¹	2回/月	表層	
	Sr-90	1×10 ⁻²	1回/月	表層	
	Pu-238 Pu-239+P U-240	1×10 ⁻⁵	1回/6ヶ月	表層	東京電力
福島県	T-4、T-11、T-14 (図5参照)	1×10 ⁻³	1回/週	表層・底層	東京電力
	T-S1、T-S2、T-S3、 T-S4、T-S5、T-S7、 T-S8、T-B1、T-B2、 T-B3、T-B4、 T-13-1、T-7、 T-18、T-12、 T-17-1、T-20、 T-22、T-MA、T-M10 (図3、5参照)	1×10 ⁻³	1回/月	表層・底層	東京電力
	Cs-134 Cs-137		1回/1~2 ヶ月	表層・底層	環境省

(2) 沿岸海域

表3のとおり、モニタリングを実施する。

表3：沿岸海域の海水モニタリング

地域及び採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度※1	実施機関
青森県	E-21、E-22、E-23 (図1参照)	1×10 ⁻³	2回/年	表層・底層	環境省
	E-31、E-32 (図2参照)	1	1回/6ヶ月	表層・底層	環境省
岩手県	E-34、E-35、E-36 (図1参照)	1×10 ⁻³	2回/年	表層・底層	環境省
	T-MG0、T-MG1、 T-MG2、T-MG3、 T-MG4、T-MG5、 T-MG6 (図2参照)	1×10 ⁻³	2回/月	表層・中層・ 底層	東京電力
	Sr-90	1×10 ⁻²	1回/2ヶ月	表層	東京電力
宮城県	E-41、E-42、E-43、 E-44、E-45、E-46、 E-47、E-48、E-49、 E-4A、E-4B、E-4C (図2参照)	1	1回/1~6 ヶ月	表層・底層	環境省
	Cs-134 Cs-137		2回/年	表層・底層	環境省
	Cs-134 Cs-137	1×10 ⁻³	1回/週	表層	東京電力
	H-3	4×10 ⁻¹	2回/月	表層	
	Cs-134 Cs-137	1×10 ⁻³	1回/週	表層・底層	
	H-3	4×10 ⁻¹	2回/月	表層	
	Sr-90	1×10 ⁻²	1回/月	表層	
	Pu-238 Pu-239+2 40	1×10 ⁻⁵	1回/6ヶ月	表層	東京電力
福島県	T-4、T-11、T-14 (図5参照)	1×10 ⁻³	1回/週	表層・底層	東京電力
	T-S1、T-S3、T-S4、 T-S5、T-S7、T-S8、 T-B1、T-B2、T-B3、 T-B4、T-13-1、 T-7、T-18、T-12、 T-17-1、T-20、 T-22、T-MA、T-M10 (図3、5参照)	1×10 ⁻³	1回/月	表層・底層	東京電力
	Cs-134 Cs-137		1回/1~2 ヶ月	表層・底層	環境省

※ … 海水の放射性物質濃度の目安を調査するため、必要に応じて全βを測定する。		※ … 海水の放射性物質濃度の目安を調査するため、必要に応じて全βを測定する。	
(4) 外洋海域 表5のとおり、モニタリングを実施する。		(4) 外洋海域 表5のとおり、モニタリングを実施する。	
表5：外洋海域の海水モニタリング		表5：外洋海域の海水モニタリング	
採取ポイント	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度
M-10、M-11、M-14、M-15、 M-19、M-20、M-21、M-25、 M-26、M-27 (図8参照)	1 × 10 ⁻³	1回/6ヶ月	表層(海面～2m程度)並びに水深100、200、300及び500m程度
K-1、K-2、K-3、K-4 (図9参照)	1 × 10 ⁻³	1回/年	表層(海面～2m程度)並びに水深800m程度
実施機関		実施機関	
原子力規制委員会		原子力規制委員会	
海上保安庁		海上保安庁	
(5) 東京湾 表6のとおり、モニタリングを実施する。		(5) 東京湾 表6のとおり、モニタリングを実施する。	
表6：東京湾の海水モニタリング		表6：東京湾の海水モニタリング	
採取ポイント	検出下限値 (Bq/L)	分析頻度	採取深度
E-T1、E-T2、E-T3、 E-T4、E-T5、E-T6、 E-T7、E-T8 (図10参照)	1	4～7回/年	表層・底層
E-T1、E-T2、E-T3、 E-T4 (図10参照)	1 × 10 ⁻³	1回/年	表層
K-T1、K-T2 (図10参照)	1 × 10 ⁻³	6回/年	表層
M-C6、M-C9 (図10参照)	1 × 10 ⁻³	1回/年	表層
KK-U1 (図10参照)	5	1回/2週	表層
湾口中央付近	1 × 10 ⁻³	1回/年	表層
実施機関		実施機関	
環境省		環境省	
原子力規制委員会		原子力規制委員会	
原子力規制委員会		原子力規制委員会	
国土交通省		国土交通省	
原子力規制委員会		原子力規制委員会	
4-2 海底土		4-2 海底土	
(1) 近傍海域 表7のとおり、モニタリングを実施する。		(1) 近傍海域 表7のとおり、モニタリングを実施する。	
表7のとおり、モニタリングを実施する。		表7のとおり、モニタリングを実施する。	

表7：近傍海域の海底土モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
T-1、T-2-1 (図 4 参照)	Cs-134	1	1 回 / 月	東京電力
	Cs-137			
	Sr-90	2	1 回 / 2 ヶ月	
	Pu-238※1	3 × 10 ⁻²	1 回 / 6 ヶ月	
	Pu-239+Pu-240			
F-P01、F-P02、 F-P03、F-P04 (図 4 参照)	Cs-134	1	1 回 / 3 ヶ月	福島県
	Cs-137			
	Sr-90	2 × 10 ⁻¹		
	Pu-238	2 × 10 ⁻²		
	Pu-239+Pu-240			

※1… Pu-238 が検出された場合、U-234、U-235、U-238、Am-241、Cm-242 及び Cm-243+Am-244 も分析する。

(2) 沿岸海域

表8のとおり、モニタリングを実施する。

表8：沿岸海域の海底土モニタリング

地域及び採取ポイント		核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関	
青森県	E-21、E-22、E-23 (図1 参照)	Cs-134	1	2 回/年	環境省	
		Cs-137				
		Sr-90	2×10^{-1}			2 回/年
岩手県	E-34、E-35、E-36 (図2 参照)	Cs-134	1	2 回/年	環境省	
		Cs-137				
		Sr-90	2×10^{-1}			1 回/6 ヶ月
		Cs-134 Cs-137	1×10^1			
宮城県	E-4F、E-4G、E-4H (図2 参照)	Cs-134	1	2 回/年	環境省	
		Cs-137				
		Sr-90	2×10^{-1}			1 回/1～6 ヶ月
		Cs-134 Cs-137	1×10^1			
福島県	T-3、T-4、T-5、T-11、T-14、 T-B1、T-B2、T-B3、T-B4、 T-D1、T-D5、T-D9、T-S1、 T-S2、T-S3、T-S4、T-S5、 T-S7、T-S8、T-①、T-②、 T-③、T-④、T-⑤、T-⑥、 T-⑦、T-⑧、T-⑨、T-⑩、 T-⑪、T-⑫、T-⑬	Cs-134	1	1 回/月	東京電力	
		Cs-137				
		Cs-134				
		Cs-137				
		Cs-134				
		Cs-137				
		Cs-134				
		Cs-137				
		Cs-134				
		Cs-137				
		Cs-134				
		Cs-137				
		Cs-134				
Cs-137						

表7：近傍海域の海底土モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
T-1、T-2-1 (図4参照)	Cs-134	1	1回/月	東京電力
	Cs-137			
	Sr-90	2	1回/2ヶ月	
	Pu-238※ ¹ Pu-239+240	3×10 ⁻²	1回/6ヶ月	
F-P01、F-P02、 F-P03、F-P04 (図4参照)	Cs-134	1	1回/3ヶ月	福島県
	Cs-137			
	Sr-90	2×10 ⁻¹		
	Pu-238 Pu-239+240	2×10 ⁻²		

※1 … Pu-238 が検出された場合、U-234、U-235、U-238、Am-241、Cm-242 及び Cm-243+244 も分析する。

(2) 沿岸海域

表8のとおり、モニタリングを実施する。

表8：沿岸海域の海底土モニタリング

地域及び採取ポイント		核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関	
青森県	E-21、E-22、E-23 (図 1 参照)	Cs-134	1	2 回/年	環境省	
		Cs-137				
		Sr-90	2 × 10 ⁻¹			2 回/年
岩手県	E-34、E-35、E-36 (図 1 参照)	Cs-134	1	2 回/年	環境省	
		Cs-137				
		Sr-90	2 × 10 ⁻¹			1 回/6 ヶ月
		Cs-134 Cs-137	1 × 10 ¹			
宮城県	E-4F、E-4G、E-4H (図 2 参照)	Cs-134	1	2 回/年	環境省	
		Cs-137				
		Sr-90	2 × 10 ⁻¹			2 回/年
宮城県	E-41、E-42、E-43、E-44、 E-45、E-46、E-47、E-48、 E-49、E-4A、E-4B、E-4C (図 2 参照)	Cs-134 Cs-137	1 × 10 ¹	1 回/1～6 ヶ月	環境省	
		Cs-137				
福島県	T-3、T-4、T-5、T-11、T-14、 T-B1、T-B2、T-B3、T-B4、 T-D1、T-D5、T-D9、T-S1、 T-S3、T-S4、T-S5、T-S7、 T-S8、T-①、T-②、T-③、 T-④、T-⑤、T-⑥、T-⑦、 T-⑧、T-⑨、T-⑩、T-⑪、 T-⑫、T-⑬	Cs-134 Cs-137	1	1 回/月	東京電力	

(図 3、5 参照)		(図 3、5 参照)		(図 3、5 参照)	
T-7、T-12、T-13-1、T-17-1、 T-18、T-20、T-22、T-M10、 T-MA (図 3、5 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回/2 ヶ月	Cs-134 Cs-137	東京電力
E-7C、E-7D、E-7E (図 3 参照)	Cs-134 Cs-137 Sr-90	1 2 × 10 ⁻¹	2 回/年	Cs-134 Cs-137 Sr-90	環境省
E-71、E-72、E-73、E-74、 E-75、E-76、E-77、E-78、 E-79、E-7A、E-7B、E-7F、 E-7G、E-7H、E-7I (図 3、5 参照)	Cs-134 Cs-137 Sr-90	1 × 10 ¹ 1 1	1 回/1~2 ヶ月 2 回/年	Cs-134 Cs-137 Sr-90	環境省
F-P05、F-P06 (図 5 参照)	Cs-134 Cs-137 Sr-90 Pu-238 Pu-239+240	1 2 × 10 ⁻¹ 2 × 10 ⁻²	1 回/3 ヶ月	Cs-134 Cs-137 Sr-90 Pu-238 Pu-239+240	福島県
福島沿岸 (海底) で 42 箇所 (図 3 参照)	Cs-134 Cs-137	1 × 10 ¹	1 回/月~ 2 回/年	Cs-134 Cs-137	環境省
E-81、E-82、E-83、E-84、 E-85 (図 6、7 参照)	Cs-134 Cs-137	1 × 10 ¹	1 回/3~4 ヶ月	Cs-134 Cs-137	環境省

(3) 沖合海域

表 9 のとおり、モニタリングを実施する。

(3) 沖合海域

表 9 のとおり、モニタリングを実施する。

表 9 : 沖合海域の海底土モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
M-A1、M-A3、M-M14、M-B1、M-B3、 M-B5、M-C1、M-C3、M-D1、M-D3、 M-E1、M-E3、M-E5、M-F1、M-F3、 M-G0、M-G1、M-G3、M-G4、M-H1、 M-H3、M-I0、M-I1、M-I3、M-J1、 M-IB2、M-J3、M-K1、M-IB4、M-L1、 M-L3、M-M1 (図 2、3、6、7 参照)	Cs-134 Cs-137*	1	1 回/3 ヶ月	原子力規制 委員会

※1 … これまでの調査で Cs-134 及び Cs-137 の濃度が比較的高かった地点等、一部においては、Sr-90、Pu-238、Pu-239+240、Am-241、Cm-242 及び Cm-243+244 も分析する (それぞれの検出下限値は、Sr-90 : 1 × 10⁻¹Bq/kg 乾土、Pu-238 及び Pu-239+240 : 1 × 10⁻²Bq/kg 乾土、Am-241 : 2 × 10⁻⁴Bq/kg 乾土、Cm-242 及び Cm-243+244 : 1 × 10⁻⁴Bq/kg 乾土)

(4) 外洋海域

採泥は行わない。

表 9 : 沖合海域の海底土モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
M-A1、M-A3、M-M14、M-B1、M-B3、 M-B5、M-C1、M-C3、M-D1、M-D3、 M-E1、M-E3、M-E5、M-F1、M-F3、 M-G0、M-G1、M-G3、M-G4、M-H1、 M-H3、M-I0、M-I1、M-I3、M-J1、 M-IB2、M-J3、M-K1、M-IB4、M-L1、 M-L3、M-M1 (図 2、3、6、7 参照)	Cs-134 Cs-137*	1	1 回/3 ヶ月	原子力規制 委員会

※1 … これまでの調査で Cs-134 及び Cs-137 の濃度が比較的高かった地点等、一部においては、Sr-90、Pu-238、Pu-239+240、Am-241、Cm-242 及び Cm-243+244 も分析する (それぞれの検出下限値は、Sr-90 : 1 × 10⁻¹Bq/kg 乾土、Pu-238 及び Pu-239+240 : 1 × 10⁻²Bq/kg 乾土、Am-241 : 2 × 10⁻⁴Bq/kg 乾土、Cm-242 及び Cm-243+244 : 1 × 10⁻⁴Bq/kg 乾土)

(4) 外洋海域

採泥は行わない。

(5) 東京湾

表 10 のとおり、モニタリングを実施する。

表 10 : 東京湾の海底土モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
河口域 E-T1, E-T2, E-T3, E-T4, E-T5, E-T6, E-T7, E-T8 (図 10 参照)	Cs-134 Cs-137	1 × 10 ¹	4~7 回/年	環境省
M-C1, M-C3, M-C4, M-C7, M-C8, M-C10, C-P1, C-P2, C-P3, C-P4, C-P5, C-P8 (図 10 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回/3 ヶ月	原子力規制 委員会
K-T1, K-T2 (図 10 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回/2 ヶ月	原子力規制 委員会
M-C2, M-C5, M-C6, M-C9 (図 10 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回/3 ヶ月	原子力規制 委員会

4-3 海洋生物のモニタリング

これまでのモニタリング結果を考慮し、福島県の海域を中心として、海洋生物のモニタリングを表 11 のとおり、実施する。

表 11 : 海洋生物のモニタリング

対象海域	対象	核種	検出下限値 (湿重量)	分析頻度	実施機関
沿岸海域	魚介類	Cs-134 Cs-137※1	1 × 10 ¹	1 回/月	東京電力
沿岸海域 沖合海域 外洋海域	水産物	Cs-134 Cs-137	1 × 10 ¹	1 回/週※2	水産庁※3
沿岸海域 東京湾	魚介類、餌生物等 海洋生物※4	Cs-134 Cs-137※1	1 × 10 ⁻³ ~ 1 × 10 ⁻²	1 回/3~4 ヶ月	環境省

※1…必要に応じ、Sr-90 も測定する (検出下限値は、 2×10^{-4} Bq/kg (湿重量))。

※2…対象品目・自治体によっては、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定することが出来る。

※3…水産庁は、食品の安全性を確保する観点から水産物のモニタリングを行っているところであるが、収集したモニタリングデータは環境モニタリングデータとしても活用できることから掲載する。

※4…餌生物は、食物連鎖による放射性物質の魚介類への生物濃縮のメカニズム調査に活用できるようモニタリングを実施する。

※…表 11 に示す対象の測定部位については、測定機関に一任する。

5 その他

- ・海水については、特に東電福島第一原発からの汚染水の漏えいを監視するためのモニタリングも実施する。
- ・各実施機関は表 2 ~ 11 にある検出下限値を目標とし、放射性物質濃度を測定する。

(5) 東京湾

表 10 のとおり、モニタリングを実施する。

表 10 : 東京湾の海底土モニタリング

採取ポイント	核種	検出下限値 (Bq/kg 乾土)	分析頻度	実施機関
河口域 E-T1, E-T2, E-T3, E-T4, E-T5, E-T6, E-T7, E-T8 (図 10 参照)	Cs-134 Cs-137	1 × 10 ¹	4~7 回/年	環境省
M-C1, M-C3, M-C4, M-C7, M-C8, M-C10, C-P1, C-P2, C-P3, C-P4, C-P5, C-P8 (図 10 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回/3 ヶ月	原子力規制 委員会
K-T1, K-T2 (図 10 参照)	Cs-134 Cs-137	1	6 回/年	原子力規制 委員会
M-C2, M-C5, M-C6, M-C9 (図 10 参照)	Cs-134 Cs-137	1	1 回/3 ヶ月	原子力規制 委員会

4-3 海洋生物のモニタリング

これまでのモニタリング結果を考慮し、福島県の海域を中心として、海洋生物のモニタリングを表 11 のとおり、実施する。

表 11 : 海洋生物のモニタリング

対象海域	対象	核種	検出下限値 (湿重量)	分析頻度	実施機関
沿岸海域	魚介類	Cs-134 Cs-137※1	1 × 10 ¹	1 回/月	東京電力
沿岸海域 沖合海域 外洋海域	水産物	Cs-134 Cs-137	1 × 10 ¹	1 回/週※2	水産庁※3
沿岸海域	魚介類、餌生物等 海洋生物※4	Cs-134 Cs-137※1	1 × 10 ⁻³ ~ 1 × 10 ⁻²	1 回/3~4 ヶ月	環境省

※1…必要に応じ、Sr-90 も測定する (検出下限値は、 2×10^{-4} Bq/kg (湿重量))。

※2…対象品目・自治体によっては、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定することが出来る。

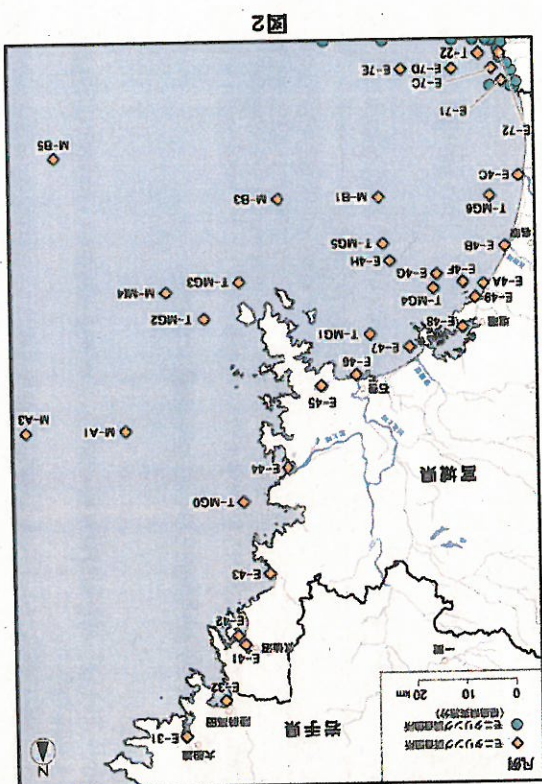
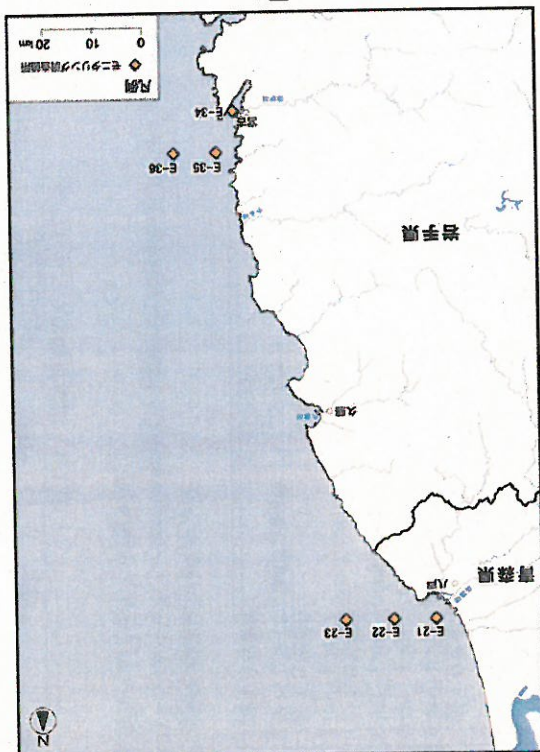
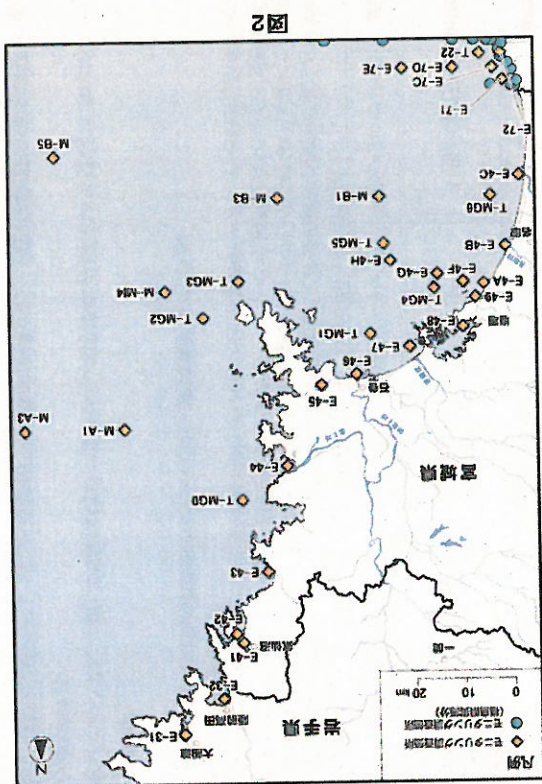
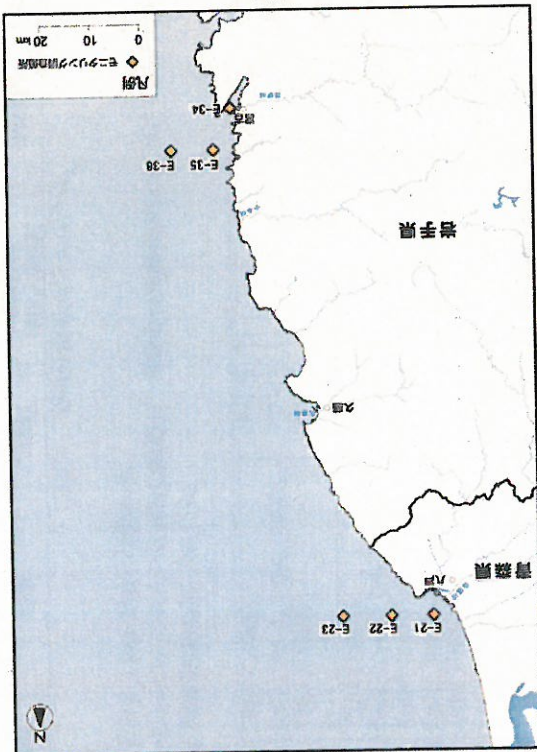
※3…水産庁は、食品の安全性を確保する観点から水産物のモニタリングを行っているところであるが、収集したモニタリングデータは環境モニタリングデータとしても活用できることから掲載する。

※4…餌生物は、食物連鎖による放射性物質の魚介類への生物濃縮のメカニズム調査に活用できるようモニタリングを実施する。

※…表 11 に示す対象の測定部位については、測定機関に一任する。

5 その他

- ・海水については、特に東電福島第一原発からの汚染水の漏えいを監視するためのモニタリングも実施する。
- ・各実施機関は表 2 ~ 11 にある検出下限値を目標とし、放射性物質濃度を測定する。



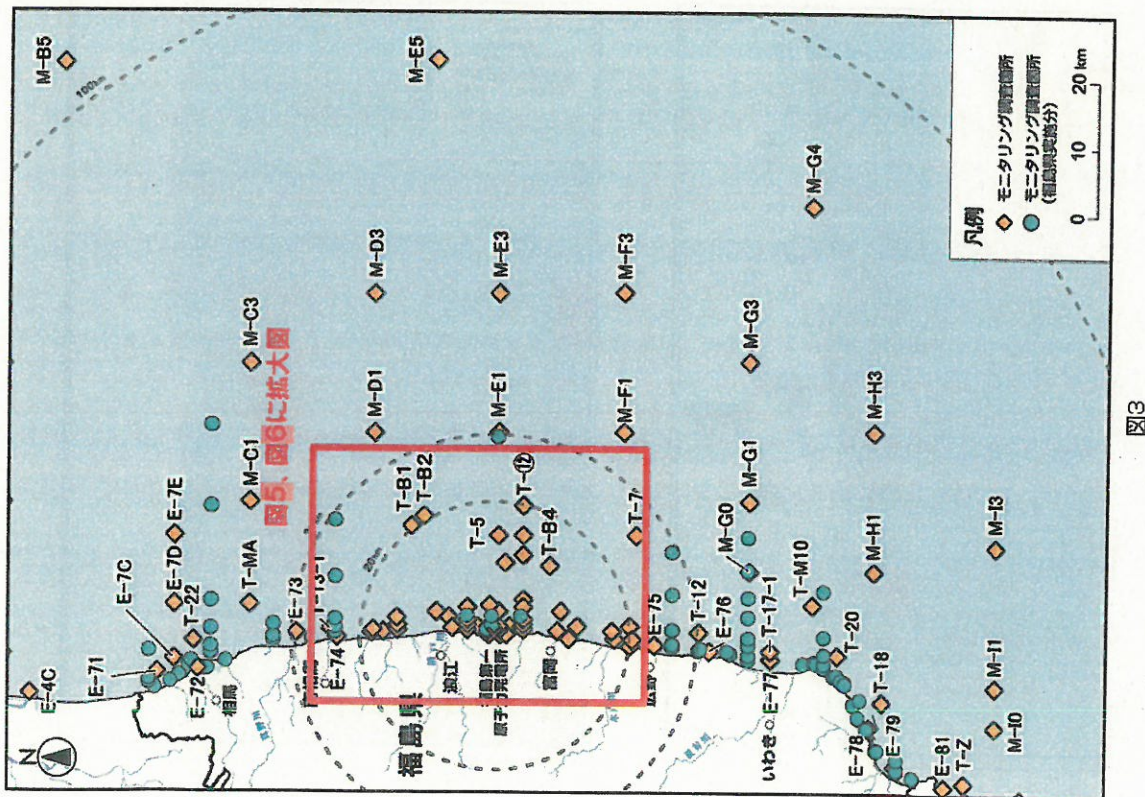


図3

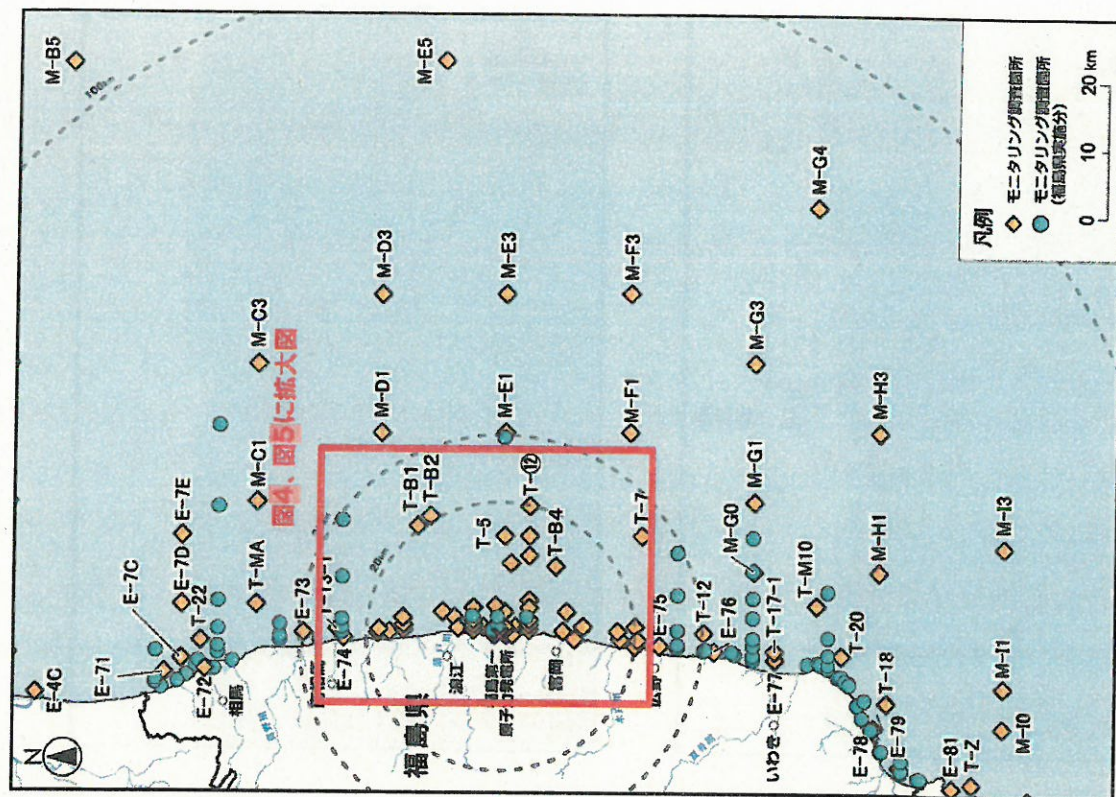


図3

図4

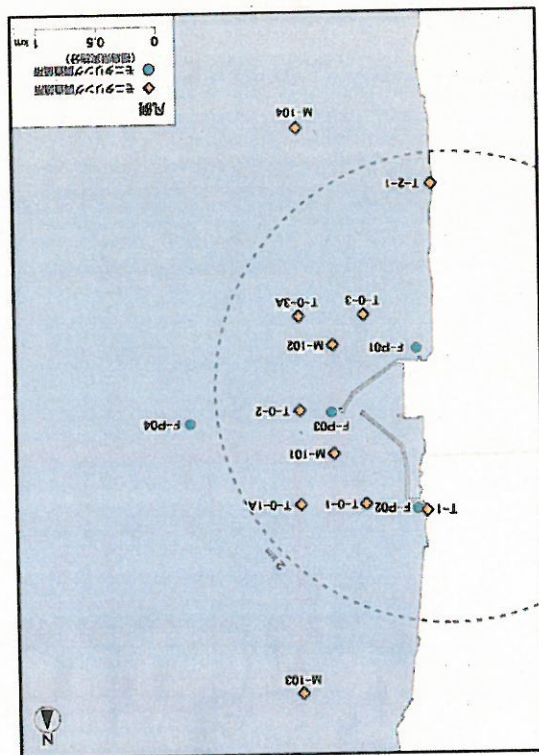


図5

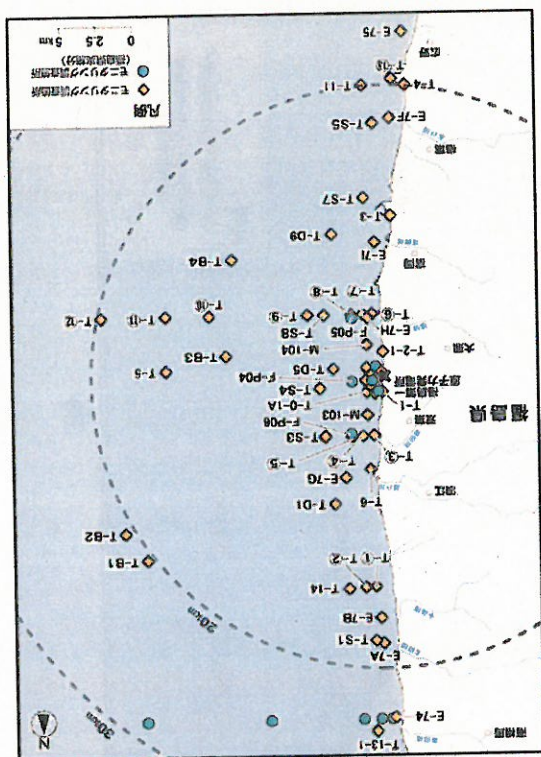


図4

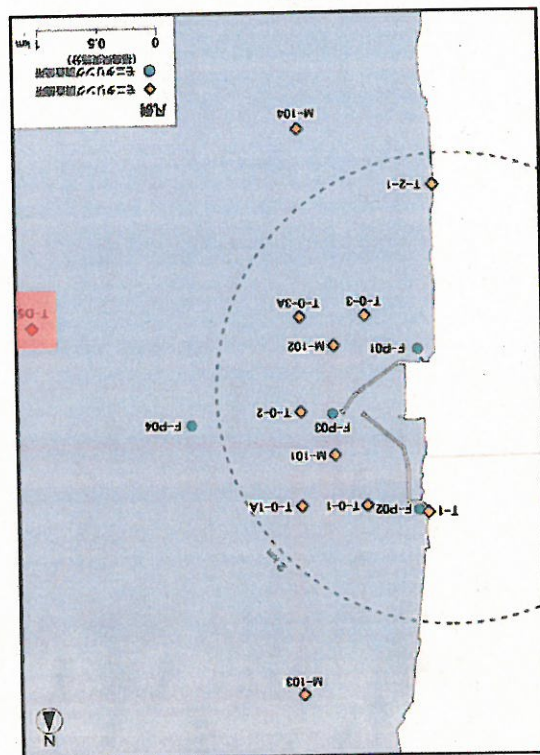
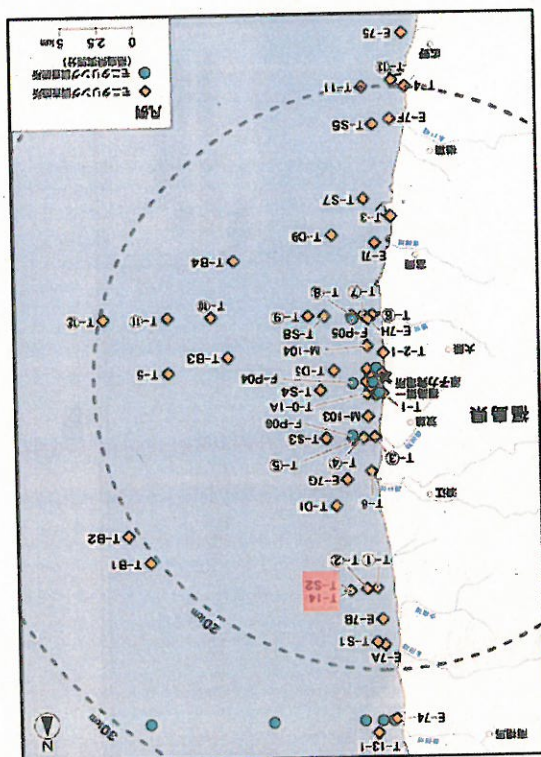
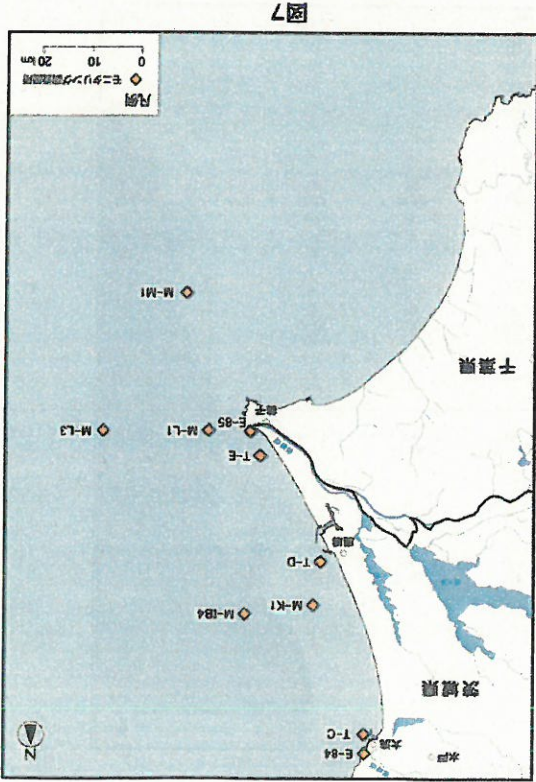
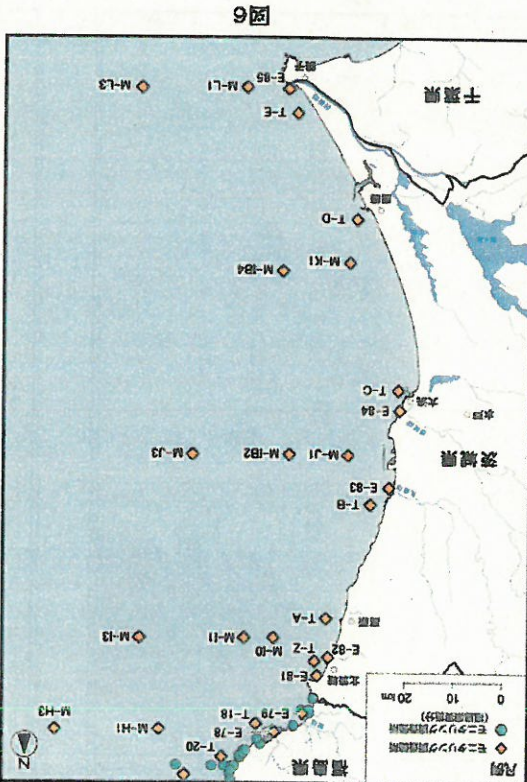
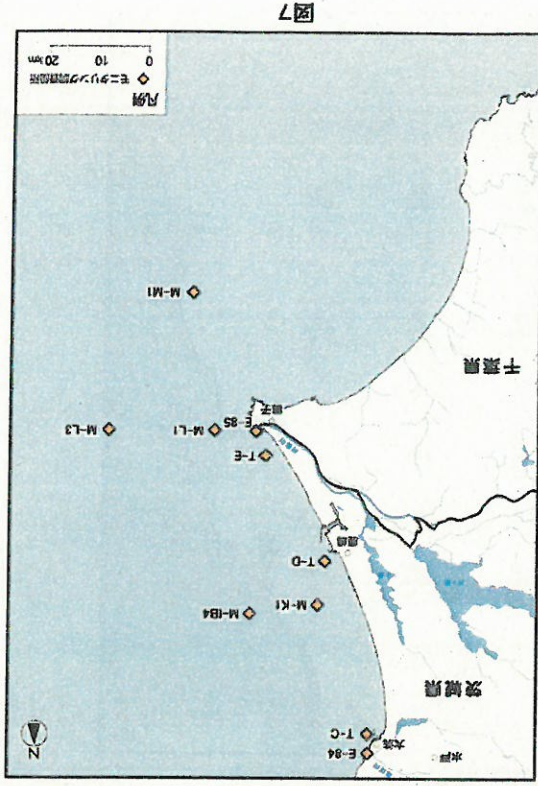
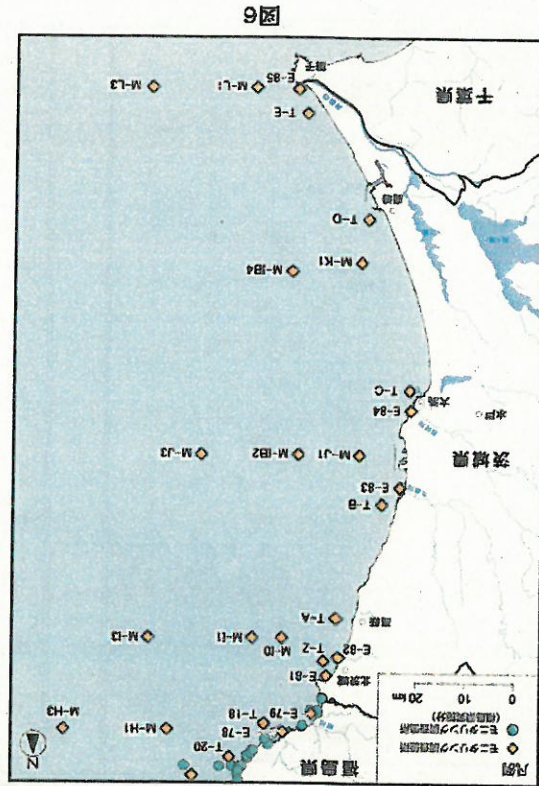


図5





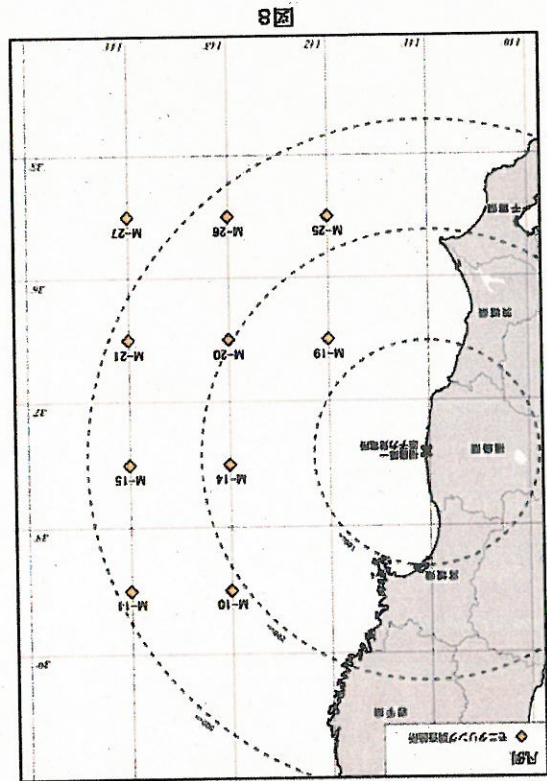


図8

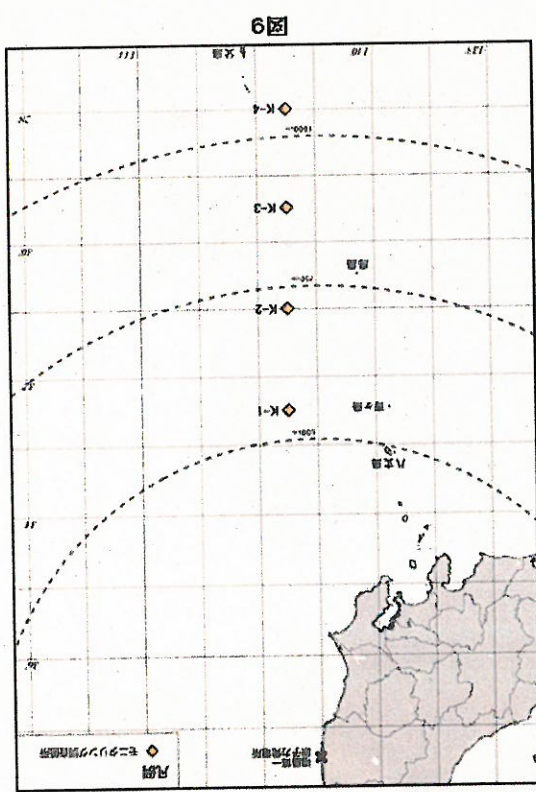


図9

外洋海域のサンザンポイント

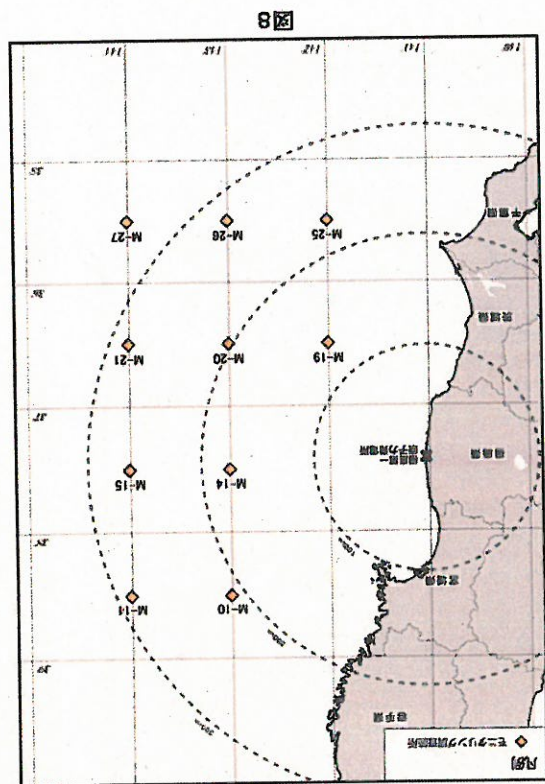


図8

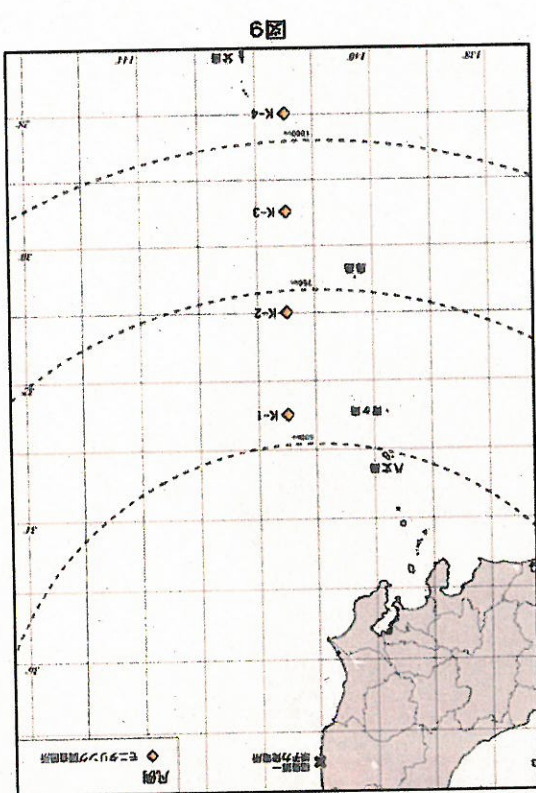
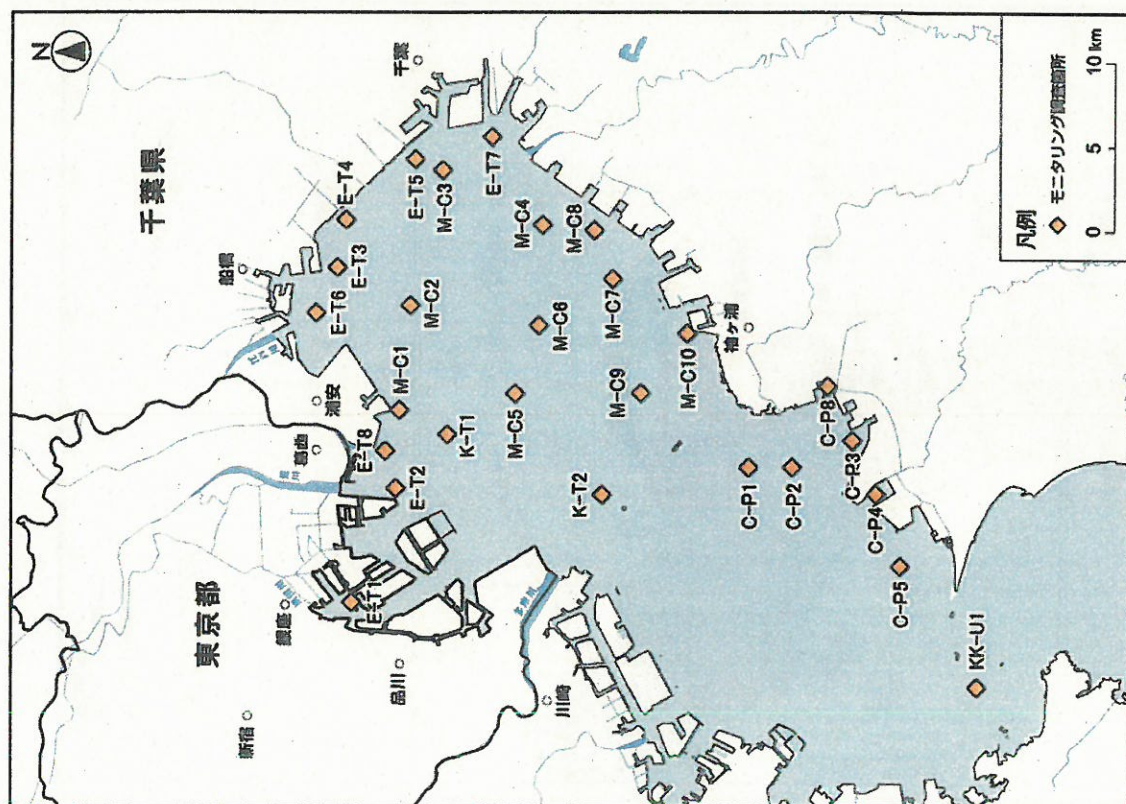
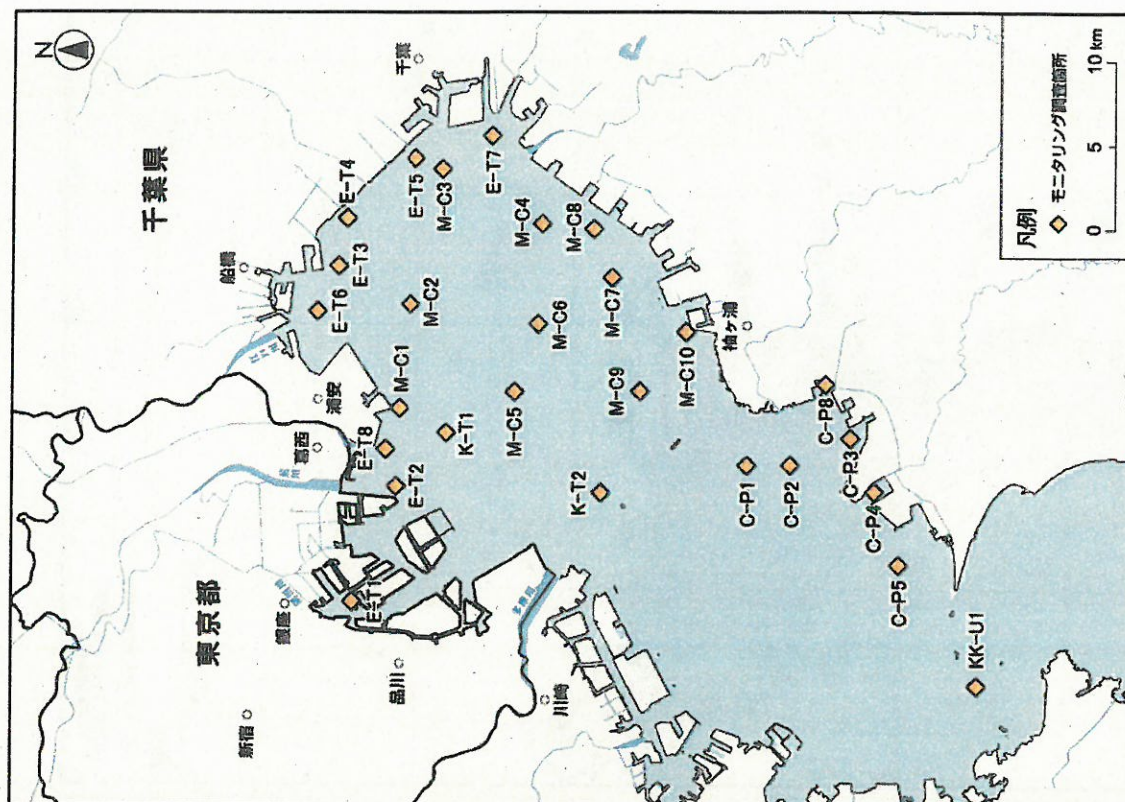
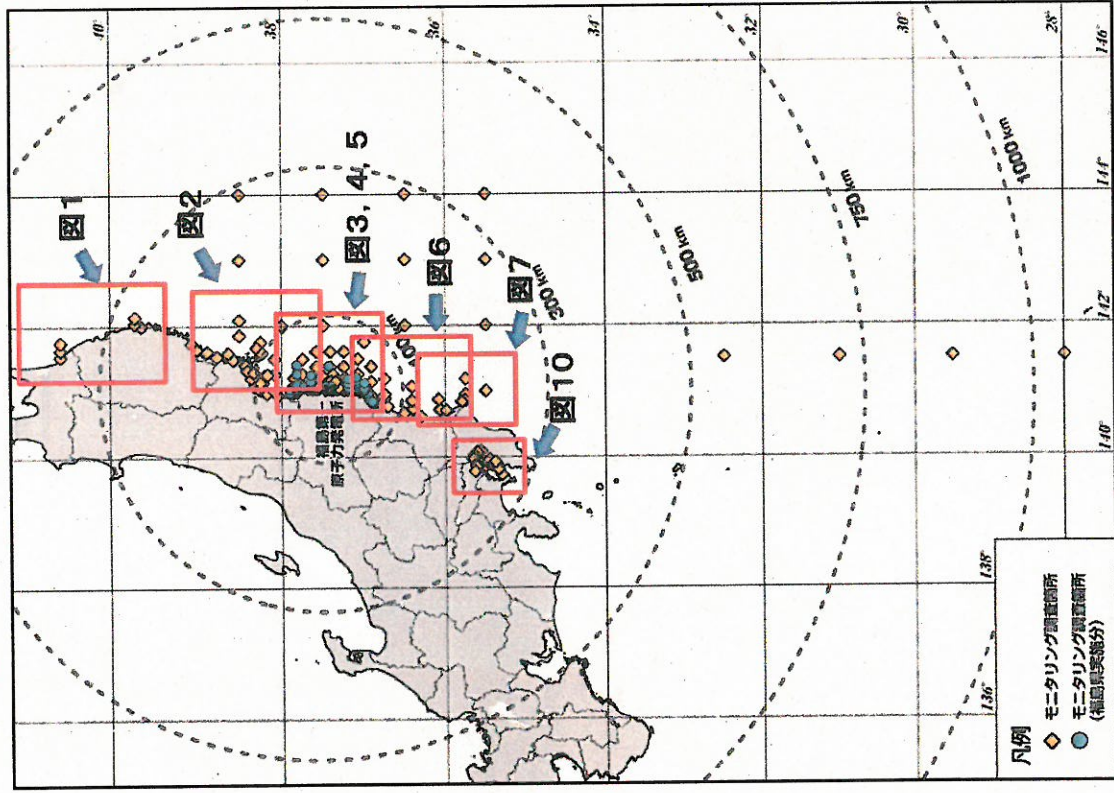


図9

外洋海域のサンザンポイント



(参考) 海域モニタリングサンプリングポイントの全体図



(参考) 海域モニタリングサンプリングポイントの全体図

